

保育料金額表 ※3歳児以上児の保育料は0円

各月初日の3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料月額（単位：円）		
階層区分	定義	標準時間認定 保護者	短時間認定 保護者	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0 0 0	0 0 0	
B1	A階層を除き、要保護者等で当該年度分（4月から8月まで）にあっては前年度分の市町村民税非課税世帯	0 0 0	0 0 0	
B2	A階層及びB1階層を除き、当該年度分（4月から8月まで）にあっては前年度分の市町村民税非課税世帯	0 0 0	0 0 0	
C1	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割合算額が次の区分に該当する世帯	非課税（均等割課税）	11,200 3,200 0	11,000 3,100 0
C2		48,600円未満	14,500 4,300 0	14,200 4,200 0
D1		48,600円以上56,000円未満	18,200 5,450 0	17,800 5,350 0
D2		56,000円以上71,100円未満	23,500 7,050 0	23,100 6,950 0
D3		71,100円以上97,000円未満	28,800 8,600 0	28,300 8,500 0
D4		97,000円以上122,100円未満	35,600 0	34,900 0
D5		122,100円以上146,100円未満	39,500 0	38,800 0
D6		146,100円以上169,000円未満	43,500 0	42,700 0
D7		169,000円以上207,500円未満	48,900 24,450	48,000 24,000
D8		207,500円以上261,600円未満	54,100 27,050	53,100 26,550
D9		261,600円以上301,000円未満	59,300 29,650	58,200 29,100
D10		301,000円以上336,600円未満	64,800 32,400	63,600 31,800
D11	336,600円以上374,100円未満	70,300 35,150	69,100 34,550	
D12	374,100円以上	75,800 37,900	74,500 37,250	

※認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用する小学校就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合、これらの児童のうち入所児童が年齢の高い順から1人目であるときは上段の金額、2人目であるときは下段の金額、3人目以降は無料となります。（ただし、市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等の場合は77,101円未満）は、生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合で、入所児童が2人目であるときは下段の金額、3人目以降は無料（ひとり親世帯等の場合は1人目は階層表の中段の金額、2人目以降は無料）となるほか、市町村民税の所得割額が169,000円未満の世帯は、生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合で、入所児童が3歳未満児かつ2人目以降の場合は無料となり、同一世帯に子どもが3人以上いる世帯は、世帯の収入や子どもの年齢に関わらず、同一世帯の中で第3子以降の子どもの保育料が無料となります。）

※この表における「所得割」は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）を差し引く前であり、また、婚姻歴がないひとり親世帯については、寡婦（夫）控除をみなし適用した後の所得割となります。

